

資料編

【目次】

○第五次高鍋町総合計画策定の経過概要	107
○高鍋町総合計画について（諮問）	108
○高鍋町総合計画について（答申）	108
○高鍋町総合計画審議会条例	109
○高鍋町総合計画審議会委員	110
○高鍋町総合計画推進本部設置要綱	111
○高鍋町総合計画策定のための町民意識調査結果概要	112
○用語の解説	135

○第五次高鍋町総合計画策定の経過概要

年	月	日	実施項目	内 容
19	11	30	高鍋町総合計画推進本部設置	高鍋町総合計画の推進を図るため、町長、副町長、教育長、各課長級で組織。
	12	21	第1回推進本部会議	○計画策定の趣旨及び概要について ○策定スケジュールについて ○職員アンケート調査について
20	1		職員アンケート調査実施	全職員対象
	2	8	各課ヒアリング実施	税務課
	2	20	各課ヒアリング実施	会計課、町民課、福祉保健課、水道課、環境整備課、農業委員会
	2	21	各課ヒアリング実施	美術館、社会教育課、教育総務課、議会事務局、総務課、都市建設課、財政課
	2	26	各課ヒアリング実施	農業振興課、企画商工課
	6	12	計画策定のための町民意識調査及び将来人口推計業務委託契約	委託会社：(株)地域経済研究所
	8		町民意識調査実施	8/28～9/19、回答率46.1%
	11	6	第1回総合計画審議会	○委員委嘱 ○諮問 ○第四次計画の成果報告 ○第五次計画策定の方針及びスケジュールについて
12	25	第2回総合計画審議会	○町民意識調査結果報告 ○基本構想(案)について	
21	5	1	第2回推進本部会議	○計画策定経過及びスケジュールについて ○基本構想及び前期基本計画(案)について
	5	18	第3回推進本部会議	○基本構想(案)について
	8	11	第4回推進本部会議	○基本構想及び前期基本計画(案)について ○実施計画の策定について
	10	8	第3回総合計画審議会	○基本構想及び前期基本計画(案)について
	10	15	第5回推進本部会議	○基本構想及び前期基本計画(案)について ○実施計画の策定について
	10	29	第4回総合計画審議会	○基本構想及び前期基本計画(案)について
	11		第五次高鍋町総合計画(案)に対するパブリックコメント実施	11/6～11/25、意見なし
	12	1	第五次高鍋町総合計画(案)について(答申)⇒高鍋町長へ	第五次高鍋町総合計画(案)について(答申)
	12	7	平成21年第4回町議会定例会に提案	○議案第79号
	12	10	町議会特別委員会において説明	○再精査を要するため議案取下げ
22	1	15	第6回推進本部会議	○計画の再精査
	2	8	第7回推進本部会議	○計画の再精査
	3	4	平成22年第1回町議会定例会に提案	○議案第8号
	3	10	町議会特別委員会において説明	○議案第8号の審議
	3	19	平成22年第1回町議会定例会において可決	

○諮問書

高 企 ー 3 8 7
平成 2 0 年 1 1 月 6 日

高鍋町総合計画審議会会長 殿

高鍋町長 小 澤 浩 一

高鍋町総合計画について（諮問）

高鍋町総合計画審議会条例（昭和 4 5 年高鍋町条例第 2 6 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 第五次高鍋町総合計画の策定について

○答申書

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

高鍋町長 小 澤 浩 一 殿

高鍋町総合計画審議会
会 長 渡 辺 昭 治

第五次高鍋町総合計画について（答申）

平成 2 0 年 1 1 月 6 日付高企ー 3 8 7 で諮問のありました第五次高鍋町総合計画（案）について慎重に審議しました結果、本計画は適切であると認め、別冊のとおり答申いたします。

この計画の推進にあたっては、審議会で出された多くの意見について十分尊重いただき、計画実現に向けて積極的に取り組み、町民の期待に応えられんことを要望いたします。

○高鍋町総合計画審議会条例

昭和45年6月18日

条例第26号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、高鍋町の総合計画を審議するため高鍋町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、高鍋町総合計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行う。

(委員)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、任命後の最初の招集は町長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年8月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年6月24日条例第14号)抄

1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日条例第3号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○高鍋町総合計画審議会委員

任期：平成20年11月6日～平成22年3月31日

◆高鍋町議会議員代表（5人）

- ・ 議 長 後藤 隆夫（H20.12.24まで：水町 茂）
- ・ 副議長 山本 隆俊（H20.12.24まで：黒木 正建）
- ・ 総務環境常任委員長 矢野 友子（H20.12.24まで：大庭 隆昭）
- ・ 産業建設常任委員長 春成 勇（H20.12.24まで：山本 隆俊）
- ・ 文教福祉常任委員長 岩崎 信や（H20.12.24まで：後藤 隆夫）

◆農業及び商工業関係の代表（5人）

- ・ 児湯農業協同組合 理事 坂元 道德
- ・ 高鍋町認定農業者協議会 会長 大脇 幸広
- ・ 高鍋商工会議所 会頭 黒木 敏之
- ・ 高鍋商工会議所青年部 会長 福岡 直樹（H21.10.7まで：平山 基史）
- ・ 高鍋町商店街連合会 会長 井上 照久

◆教育関係機関の代表（2人）

- ・ 高鍋町教育委員会教育委員長 児玉 安夫
- ・ 高鍋町社会教育委員 代表委員 荻原 晴朗（H21.10.7まで：故 岩村 勉）

◆学識経験者（3人）

- ・ 宮崎県児湯農林振興局 局長 押川 延夫（H21.10.7まで：近間 儀博）
- ・ 宮崎県高鍋土木事務所 道路課長 相良 一久
- ・ 南九州大学 教授 渡辺 昭治

◆住民代表（7人）

- ・ 高鍋町地域婦人連絡協議会 会長 原田 桂子
- ・ 高鍋商工会議所女性会 副会長 篠原 房佳
- ・ 児湯農業協同組合高鍋支部女性部 部長 猪上 美登加
- ・ 高鍋町社会福祉協議会 地域福祉係長 小泉 達成
- ・ 高鍋町民生委員・児童委員協議会 会長 瀬川 芳孝
- ・ 高鍋町高齢者クラブ連合会 会長 黒木 勝
- ・ 高鍋町自治公民館連絡協議会 会長 大山 三津夫

◆公募委員（6人）

- ・ 野村 敏明
- ・ 津田 仁
- ・ 大上 彰弘
- ・ 橋口 陽子
- ・ 大出水 法子
- ・ 内田 聰

○高鍋町総合計画推進本部設置要綱

平成19年11月30日

訓令第31号

(設置)

第1条 高鍋町総合計画(以下「総合計画」という。)の推進を図るため、高鍋町総合計画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び実施に関すること。
- (2) その他総合計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各課長及び各事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。

(高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

- 2 高鍋町総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱(平成18年高鍋町訓令第19号)は、廃止する。

附 則(平成21年1月8日訓令第2号)

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。